

令和3年12月10日

周南市長 藤井 律子 様

周南市市民参画推進審議会

会長 酒井 徹也

諮問事項に対する答申について

令和3年7月29日付け周市声第29号で周南市市民参画推進審議会に諮問がありました下記事項について答申します。あわせて、市民参画の推進に関して意見を述べます。

記

諮問事項

- 1 市民参画の実施状況の評価に関する事項について
 - (1) 市民参画の実施が必須の施策（条例第6条第1項）の評価
 - (2) 市民参画の実施が任意の施策（条例第6条第3項）の評価
 - (3) その他、市民の意識や意見の把握の状況（条例第14条）に関する評価

諮問事項に対する答申

1 市民参画の実施状況の評価に関する事項について

(1) 市民参画の実施が必須の施策（条例第6条第1項）の評価

市民参画の実施方法について、おおむね周南市市民参画条例等の規定を順守していることを認めます。

市民参画の実効性についても、全体的におおむね実効性のあるものとなっています。しかし、パブリック・コメントで意見数に対して提出者数が極端に少ないもの、審議会等に公募委員がいないものなど、十分に市民の意見が得られているとは認めがたい事業もあります。

一方、市民説明会を実施した鹿野総合支所整備事業については、担当部署への個別ヒアリングを実施した結果、開催に先立ち地域での回覧により地域住民全戸に周知されており、高齢者の多い中山間地域の特性から周知の方法としては適切であったと判断します。また、開催後に、結果報告会を開催し、市民からの意見を参加者に説明することで市民の理解を得られるよう努めておられ、開催前から開催後に至るまできめ細かな配慮をされています。他の事業についても、この取組を参考にして、より多様な市民の意見が得られるよう努めその内容についても広く公表してください。

(2) 市民参画の実施が任意の施策（条例第6条第3項）の評価

市民参画の実施方法について、全体的におおむね周南市市民参画条例等の規定を順守していることを認めます。

審議会等の設置により市民参画を実施した事業について、公募委員がいないものや、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催に代え書面決議を行ったものがあります。周南市市民参画条例第6条第3項に規定する市民参画の対象ではない施策について市民参画を実施したことは一定の評価をしますが、公募委員の拡充を図ることや、新型コロナウイルス感染症の影響等で会議の開催ができない場合は開催時期やオンライン会議を検討する等により、より多様な市民の意見が得られるような取組をお願いします。

一方、ワークショップを実施した周南市シティプロモーション事業については、担当部署への個別ヒアリングを実施した結果、新型コロナウイルス感染症の影響で、一部実施前の公表に遅れがあるものの、感染予防に配慮しながら適

切に開催され、市民との協働で事業を進めておられたことを確認できました。参加者は、年代、職業等が多様であり、様々な視点での意見交換をされた点を評価します。また、ワークショップに参加した市民が自主的に活動を行う、参加した市の職員が市民の視点に気づくなど副次的な効果があった点も評価します。他の事業についても、この取組を参考にして、より多様な市民の意見が得られるよう努めてください。

(3) その他、市民の意識や意見の把握の状況（条例第 14 条）に関する評価

令和 2 年 4 月 1 日に新設された市民の声を聞く課による広聴事業の実施により、おおむね適切に市民の意識や意見を把握するよう努めていることを認めます。今後も、市民への広聴事業の周知や丁寧な説明、公表を積極的に行うなど、市民が気軽に意見できる環境整備に心掛け、広聴事業の充実を図ってください。

市民参画の推進に関する意見

1 市民参画の機会の創出について

市民参画の実施件数に関しては、年度比較では増加傾向にある点は評価しますが、市民参画をより推進するには、施策に関する情報の公表が重要になります。その公表に際しては、簡潔かつ市民が理解しやすい内容とし、広報紙や SNS を利用するなど積極的な情報発信を行い、市民の市政への関心をより高めるよう努めてください。

また、市民参画を実施する場合は、多様な市民の意見が得られるよう適切な方法により実施し、必要に応じて複数の方法による実施を検討してください。

さらに、将来のまちづくりを担う若者から高齢者まで様々な世代の市民が、気軽に参画できるような市民参画の実施や公表に心がけてください。

2 市民参画を実施する担当部署における意識の向上について

担当部署において市民参画実施後に問題点や課題を分析し、改善案を検討し、自律性の向上を図り、より質の高い市民参画につなげるよう努めてください。

また、他の自治体の事例を参考にするなど、市民参画の手法の研究を引き続き行ってください。

3 周南市市民参画推進審議会の審議について

このたびの当審議会への諮問事項は、令和2年度 市民参画実施状況年次報告書に基づき、実施状況の評価を求めるものですが、年度ごとに対象を限定することで、より精到な評価が可能になると考えます。周南市の市民参画の推進のため、今後もより深い審議及び評価に鋭意、取り組んでまいります。

まとめ

現代社会においては、高度情報化の進展や社会構造の急激な変化に伴い、市政運営においても、持続的で特色のある都市経営が求められています。

一方、地方自治体は、地方分権の推進により、国や県の包括的な指揮監督に従い事務を処理するのではなく、自らの責任と判断で地域・市民のニーズに主体的に対応していく必要があります。これにより、市民による自治の充実を図り、市民を単に行政サービスの提供を受ける客体ではなく、主体的に市政へ参画していく存在として捉えていくことが求められています。また、市民生活においても生活様式が大きく変化し、多様化しています。そのため、市政運営についても、これまで以上に情報公開による透明性の向上や、市民への説明責任、市民の意向の反映が必要となっており、市民が市政へ参画する機会が広く提供されることが重要となっています。

周南市では平成19年4月1日に周南市市民参画条例が施行され、市民自身が企画立案、実施、評価の各過程に参画することによって、着実に施策が展開されてきました。同条例施行から14年経過した現在、令和2年度に設置した市民の声を聞く課による広聴事業の充実により、広く市民の意識や意見を把握して、市民に寄り添った市政の運営を進められ、市民が市政に参加しやすい環境が整えられています。

今回の答申及び意見を踏まえ、時代の流れに対応しながら引き続き市民参画の普及や啓発に努め、自治意識、責任感及び相互協力の精神を育み、市民と行政が力を合わせて、豊かで輝きにみちた周南市を創造していくことを期待しております。